

令和4年 第3回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和4年3月14日					
3. 開催通知の期日	令和4年3月14日					
4. 招集期日	令和4年3月25日					
5. 招集場所	役場 議場					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	11	北原元明	欠
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	湯本智明	出	13	小池俊治	欠
	4	山本武彦	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	出	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	出
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
	10	藤浦忠広	出	20		
10. 事務局出欠席	事務局長		鈴木隆夫		出	
	係 長		青木重喜		出	
	書 記		酒井義之		出	
	書 記		梨本祥子		欠	
	書 記		石川政志		出	

11. 報告事項

- 報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第 7号 農地法施行規則第29条第1号による届出について  
 報告第 8号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報提供について

12. 提出議案

- 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議案第 8号 農用地利用集積計画の承認について  
 議案第 9号 令和4年度 山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金について

## 議案第10号 山ノ内町農業委員の辞任について

### 13. その他

農地利用最適化交付金について  
農業委員会による最適化活動の推進等について

#### <開会>

会長代理 皆様、ご苦労さまです。それでは、令和4年第3回山ノ内町農業委員会定例総会を始めます。

本日の欠席ですが、11番、北原元明委員、13番、小池俊治委員が欠席ということで連絡をいただいております。あと、5番の山口剛委員ですが、まだ見えていないのですが、遅れるということなのでよろしくお願いいたします。

それでは、招集者挨拶、山本会長よりよろしくお願いいたします。

#### <招集者挨拶>

会 長 皆さん、こんにちは。

今年は大変雪が多くて大変な日が続いたわけですが、ここに来て田畑の雪も大分解け、地肌も出てきたわけですが、一部標高の高いところでは、まだちょっと残雪が残っていて仕事のしづらい面もあるかと思っておりますけれども、雪が解けるのを待って、また仕事のほうも忙しくなると思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。今年度は、昨年のような災害のない、被害のない年になればいいなと願っているわけですが、これもお天道様の当たる時期がたくさんあればいいのではないかなと思っております。

今月11日に、農業次世代人材投資事業交付対象者の就農状況確認の面接を、就農者の7名の若い就農者で農業の意欲を持って頑張っている方に、国のほうとしての支援ということで活動資金を出しておりますが、それを私と町の事務局とか、JAの職員並びに今は農業支援センターか、そちらの方と共に若い人の今の農作業の状態、1年間の活動報告ということで面接、面談を行いました。ともに若い就農者でございまして、非常に農業に意欲を持って、頑張って農作業をされている話をされておりました。

それと、18日に、農業委員会による最適化活動の推進について、農業委員会への説明会を事務局と一緒に、町のほうでオンラインという形で行いました。最後のほうでまた事務局より詳しい説明をされると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、話はちょっと違うのですが、いろいろお世話になっております農林課の鈴木課長と事務局の酒井さんに、長年農業委員の事務局ということで我々の活動に大変ご尽力、協力をいただきましたが、ここに来て鈴木課長がめでたく定年退職ということで退職されます。それと、酒井事務局さんのほうですが、長野市の長野県市町村総合事務組合のほうに異動されます。長年農業委員会事務局として協力していただいたことを感謝して、お礼を申し上げます。ありがとうございました。これからは健康に留意されて、ご活躍をご期待申し上げます。また、ここにお集まりの農業委員、推進委員の皆様には、昨年の4月以来1年間、農業委員、推進委員として農業委員会の活動を行っていただきまして大変ご苦労さまでした。これからあと委員さん、推進委員さんにはまだ残り2年間活動していただくわけですが、また皆さんの農業委員会、町の農業の発展のために協力のほうをよろしくお願いいたします。

今日は、お忙しい中、大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、長年お世話になりました鈴木課長、事務局長という立場でお世話になっ

ておりますけれども、ここで退職されるということで、鈴木課長と酒井事務局員のほうから最後の挨拶ということで、簡単でもいいかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

鈴木事務局長 それでは、発言の機会を与您にいただきまして大変ありがとうございます。3月31日で私、退職させていただきますので、本当にありがとうございます。農林課長というか、農業委員会の事務局長として3年間お世話になりましたが、別に何をしたというわけでもないのですが、大変温かく農業委員さんには支えていただきまして務めさせていただくことができました。どこの研修会だか忘れてしまったのですが、農林課に人が集まるようであればいけないと、いろいろな方が相談するような農林課でなければいけないという研修会を受けたことがあります。私が来た3年前は本当に農林課は誰も来なくて、本当に閑散としていたのですよ。特に農業委員さんが来られるなんていうのは本当になくて、日々静かな課でございました。ただ、3年たってみると、今は意外と日々人が来ていただけて、それだけ農林課というのが皆さんに認知されてきたのかなという、必要とされてきているのかなというふうに思っております。それも農業委員さんには日々、仕事をされていて忙しいと思いますが、何かにつけて農林課のほうにご相談なり、足を運んでいただくようになれば、もっとこの町の農業が活性化していくのではないかなと思っておりますので、今後とも何かにつけて農林課のほうに足を運んで、よもやま話でも結構でございますので寄っていただければなというふうに思っておりますので、そういうこともお願いしながら感謝の言葉にさせていただきます。今まで本当にありがとうございました。

酒井事務局員 この4月1日付の人事異動によりまして、長野県市町村総合事務組合の中の長野県町村会というところに出向することになりました。農業委員会事務局におきましては3年間在籍させていただきまして、主に農地の土地の所有権移転と、あとは賃貸借等の申請手続を担当してまいりました。委員の皆様をサポートをいただきながら無事3年間を送ることができました。ありがとうございます。私の家業も農家でありますので、大変自分自身勉強になることも多くありまして、有意義な3年間を送ることができました。異動となりますが、次の担当も皆様にご協力いただきながらやっていっていただけると思っておりますので、また今後ともよろしくお願いいたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。  
それでは、議事のほうに入りたいと思います。

<議事録署名委員の選任>

議 長 4番の議事録署名委員の選任ですけれども、今回は  
9番 湯本 浩 委員  
10番 藤浦忠広 委員  
お願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、議事に入りたいと思います。  
(1) 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料のほうは1ページをお願いします。報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、今月7件です。  
1件目ですが、農地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ほか1筆、現況地目は畑で、面積が2, 330平米。

あっせんの希望はありません。

2件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ほか1筆、畑で935平米です。あっせんの希望はありません。

3件目ですが、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇ほか8筆、現況地目は畑で、合計面積が1万52平米です。あっせんの希望がございまして、位置図を23ページ、24ページに載せております。

戻りまして、4件目ですが、農地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇ほか4筆、現況地目は畑で、合計面積が3,801平米です。あっせんの希望は、こちらにも一部ございまして、位置図を25ページに載せております。

5件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者が〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇ー〇ほか3筆、現況地目、田、面積が合計で2,377平米。あっせんの希望はありません。

6件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇、相続者、〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか6筆、現況地目、畑で、合計面積が8,611平米です。あっせんの希望はありません。

最後、7件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇〇、続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか3筆、現況地目、畑で、合計面積が7,424平米です。あっせんの希望はありません。

以上報告します。

議長 ありがとうございます。報告事項ですけれども、何かご質問のある方は。(なし) ないようでしたら次に進みます。

(2) 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局よりお願いいたします。

事務局 資料のほうは2ページをお願いします。報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月2件です。

1件目ですが、所在地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積が3,741平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですけれども、地下水流入等により耕作不適地となったためとなります。2件目ですが、所在地が大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目が畑で1,129平米、通知人、賃貸人が〇の〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですけれども、賃借人へ所有権移転するためとなります。

以上2件、報告します。

議長 ありがとうございます。これも報告事項ですけれども何かご質問ある方はお願いいたします。(なし)

ないようでしたら次へ進みます。

(3) 報告第7号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局よりお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。報告第7号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、今月1件です。

農地の所在地は、大字寒沢字〇〇〇〇〇ー〇、地目は台帳、現況ともに田、面積は1,440平米のうち96.1平米、農地区分は2種農地に該当し、こちらに農業用倉庫を建築するというものでございます。申請人は、〇〇の〇〇〇〇〇、事業の詳細は、農機具を収納する物置を設置し、農業の効率化を図るというものです。倉庫自体は昭和46年に建築されていましたが、農業委員会への報告がなかったため、

建築から時間が経過していますが、ここで申請したというものです。位置図を26ページ、場所ですけれども、いで湯の里から西に300メートルほどの農地です。公図を次の27ページ、登記簿謄本を28ページ、倉庫の平面図を29ページにつけております。  
以上報告します。

議 長 ちよっといいでしょうか。所在地の場所なのですからけれども、大字夜間瀬字寒沢字〇〇。

事務局 すみません、大字寒沢字〇〇です。申し訳ないです。ちよっとここで資料の訂正をお願いしたいのですけれども、3ページのところです。ナンバー1、大字夜間瀬となっていますが、大字寒沢でお願いします。下のところは字寒沢となっていますが、字寒沢を消していただいて、字〇〇。繰り返しますと、正しくは、大字寒沢字〇〇〇〇ー〇です。  
すみません、2ページも修正をお願いします。2ページの農地法第18条第6項の規定による通知について、ナンバー2の通知人のところで、賃借人、〇〇〇〇となっております。確固、〇〇〇とありますが、こちらは〇〇でお願いします。〇〇〇〇さんの住所は、〇〇〇から〇〇に修正をお願いします。  
申し訳ありませんでした。

議 長 よろしいでしょうか。報告事項ですけれども、ほかに質問がありましたらお願いします。(なし)  
では、次に進みたいと思います。  
(4) 報告第8号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報提供について、事務局よりお願いいたします。

事務局 資料4ページをお願いします。報告第8号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報提供につきまして、御覧の表のとおりとなります。  
令和4年度に公表いたします賃料情報でございますが、平成31年から令和3年の3年間の実績を基に下記の表のとおり算定いたしました。表内の金額につきましては、上段が公表値、確固書きの部分が昨年公表値との差となっております。一番右側の列ですけれども、算出した基礎となった筆数となっております。上段が今回算出しました筆、確固書きが前回公表しました基礎となった数字の筆数となっております。実際の公表数値の中では、下段の確固書きについては削除して、上段の数字のみを公表とさせていただきます。変更点ですけれども、桃が若干増額傾向にございますが、そのほかはほぼ前回の好評価値並みとなっております。  
簡単ではありますが、以上報告します。

議 長 ありがとうございます。これも報告事項ですけれども、何かご質問はありますでしょうか。(なし)  
ないようでしたら次に進みたいと思います。  
(5) 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 資料の5ページをお願いします。議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月11件です。  
1件目ですが、申請人、貸人が〇〇の〇〇〇〇、所有面積5,982、耕作面積2,821、家族総数が3、稼働人員がゼロです。借人につきましては、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積は2,110平米です。家族総数が27、稼働人員が4です。申請地は、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇、地目が畑で面積が1,525平米、契約内容が使用貸借で無償となります。理由ですけれども、貸人につきまし

ては労働力不足のため規模縮小、借人につきましては桃の栽培で規模拡大となります。位置図を30ページ、公図を31ページに載せておりますが、場所は伊沢川左岸側の山際にある農地となっております。

2件目ですが、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積3,499、耕作面積2,193、家族総数は2、稼働人員がゼロです。受人が、〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万9,114、耕作面積が1万7,634、家族総数6、稼働人員が3です。申請地は、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇-〇、畑で1,661平米、契約内容は贈与です。理由ですけれども、渡人につきましては高齢のため規模縮小、受人につきましてはリンゴ栽培のため規模拡大となります。位置図を32ページ、公図を33ページに載せておりますが、場所は〇〇〇〇〇〇〇のうち上段にある農地となっております。

3件目ですが、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇、所有面積が5,661平米、耕作面積も同数です。家族総数が2、稼働人員がゼロ、受人は、〇〇〇の〇〇〇〇〇、家族総数は2、稼働人員が1です。申請地は、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、畑で707平米です。契約内容は売買で、全体で40万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため規模縮小、受人につきましては住宅取得により隣接する農地を合わせて取得することで家庭菜園を行うということです。本件につきましては、空き家取得に伴う別段面積の特例ということで1,000平米以下の取引となっております。位置図を34ページ、公図を35ページに載せておりますが、場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇の道向かい側にある住宅に隣接する農地となっております。

続いて、4件目ですけれども、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積が1,812平米、耕作面積は148平米、家族総数が4、稼働人員がゼロです。受人は、〇〇〇の〇〇〇〇、所有、耕作面積ともにゼロ、家族総数が4、稼働人員が1です。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇と〇〇〇〇-〇、現況地目が山林原野及び畑になりますが、2筆合計面積が1,812平米です。契約内容は全体で18万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため廃業、受人につきましては、住宅取得により隣接する農地を合わせて取得し家庭菜園を行うということです。本件におきましても、空き家取得に伴う別段面積の特例となっております。位置図を36ページ、公図を37ページ、38ページに載せておりますが、場所につきましては表落合集会所の西側にある住宅と隣接する農地です。

5件目ですが、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積4万1,226、耕作面積が3万8,789、家族総数が2、稼働人員が2です。受人は、〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有、耕作面積ともにゼロ平米です。家族総数が3、稼働人員が2です。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、字〇〇〇〇〇〇、同じく〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、字〇〇〇〇〇〇〇-〇、いずれも地目は畑で、5筆合計面積が7,007平米となります。契約内容は売買で、全体で400万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては新規就農者への支援のため、受人につきましては当該農地でブドウ、リンゴの栽培で新規就農となります。位置図を39ページ、公図を40ページから44ページに載せております。場所につきましては、〇〇さんの自宅の周辺にある農地となっております。

6件目ですが、申請人が、貸人ですが〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積1万5,363、耕作面積1万4,255、家族総数が4、稼働人員が2です。借人につきましては〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有、耕作面積ともにゼロ。家族総数3、稼働人員が2です。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、畑で1,149平米、契約内容は賃貸借で、全体で1万5,000円です。理由ですけれども、貸人につきましては労働力不足のため規模縮小、借人につきましては当該農地でリンゴの栽培で新規就農となります。位置図を45ページ、公図を46ページに載せておりますが、場所は〇〇〇〇の集落から北東の方角に上がった農地となっております。

続いて、7件目ですけれども、申請人、渡人が〇の〇〇〇〇〇、所有面積7,735、耕作面積が3,754、家族総数が1、稼働人員がゼロです。受人は、〇〇の〇〇

○○、所有面積がゼロ、耕作面積が1万5,082、家族総数が2、稼働人員が2です。申請地は、大字寒沢字○○○○、畑で1,129平米。契約内容は贈与です。理由ですけれども、渡人につきましては労働力不足のため規模縮小、受人につきましては賃貸借による耕作中の農地の受贈となります。位置図を47ページ、公図を48ページに載せております。場所につきましては、○○○○○の西側にある農地となっております。

8件目ですが、申請人、貸人が○○○の○○○○、所有面積1万6,578、耕作面積が2,738、家族総数が1、稼働人員がゼロです。借人につきましては、○○○の○○○○、所有、耕作面積ともにゼロ、家族総数が1、稼働人員が1です。申請地は、大字夜間瀬字○○○○○-○、畑で2,500平米のうち1,290平米です。契約内容は賃貸借で、全体で3万1,000円となります。理由ですけれども、貸人につきましては高齢のため規模縮小、借人につきましてはブドウの栽培で新規就農となります。位置図を49ページ、公図を50ページに載せております。場所は、○○○○の集落から北東に上がった農地となっております。

9件目ですが、申請人、貸人が○○○の○○○○、所有面積1万9,313、耕作面積が3万81、家族総数が6、稼働人員が2です。借人につきましては、○○○の○○○○、所有、耕作面積ともにゼロ、家族総数1、稼働人員が1です。申請地は、大字夜間瀬字○○○○○-○、畑で1,934平米、契約内容は賃貸借で、全体で5万円となります。理由ですけれども、貸人につきましては新規就農者への支援のため、借人につきましては当該農地でリンゴの栽培で新規就農となります。位置図を51ページ、公図を52ページに載せておりますが、場所は、○○○○○の崖上の農地となっております。

10件目ですけれども、申請人、貸人が○○○の○○○○、所有、耕作面積ともに4,133平米、借人が○○○の○○○○、所有、耕作面積ともにゼロ、家族総数1、稼働人員が1です。申請地は、大字夜間瀬字○○○○○、畑で2,047平米です。契約内容は賃貸借で、全体で2万円となります。理由ですけれども、貸人につきましては高齢、労働力不足のため規模縮小、借人につきましては、当該農地にブドウの栽培で新規就農となります。位置図を53ページ、公図を54ページに載せておりますが、場所は、国道403号大曲のあたりより600メートルほど西に位置する農地となります。

最後11件目ですが、申請人、貸人が○○○の○○○○、所有面積8,316、耕作面積が7,567、家族総数が2、稼働人員がゼロです。借人が○○○の○○○○、所有、耕作面積ともにゼロ、家族総数が1、稼働人員が1です。申請地は、大字夜間瀬字○○○○○-○、畑で4,627平米のうち3,000平米です。契約内容は賃貸借で、全体で5万円となります。理由ですけれども、貸人につきましては労働力不足のため規模縮小、借人につきましてはリンゴ栽培のため新規就農となります。位置図を55ページ、公図を56ページに載せておりますが、場所は、○○○の北側に位置する農地となっております。

以上11件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

議 長      ありがとうございました。

それでは、1番の案件について補足説明をお願いいたします。1番の案件について、上原代理、お願いいたします。

上原委員   貸人の○○さんなのですが、今まではずっとこの畑を貸していたのですが、この3月で契約が切れて返すということで、桃畑なのですが、かなり老木で貸すときに全部伐採すると言われたのですけれども、借人の○○○○○さんは○○○○○さんです。○○○○○さんも○○○○○○○○○というので農業をやられている中の一員なのですが、今度は独自に自分のうちで新規に桃を作りたいということで、ぜひ一から桃を作りたいということで、まず桃を収穫するまでを1年通して仕事をしたい

というところでちょうど畑を探していて、うまくこの話がまとまりました。主に〇〇さんの息子さんですか、若手で今、去年からリンゴ作りを1年間通して行って、今度は桃の栽培もしたいということで一生懸命やっておりますので、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。  
藤浦委員。

藤浦委員 家族が総数27というのは、従業員がやるということですか。

上原委員 そうです。忙しいときは従業員の方も来てやるということで。

藤浦委員 これは〇〇〇〇〇〇〇〇とは別の形態ということで。

上原委員 コロナ禍で旅館のほうも集客が今はちょっと大変だということで、以前のような旅館のやり方では成り立っていかないのではないかとこのころで農業にも力を入れたいということで、新たに自分のうちで農地を借りてやりたいということで始められることです。

議長 ほかに質疑は。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
2番の案件について、上原委員、お願いいたします。

上原委員 渡人の〇〇さんですが、〇〇〇にお住まいで、この畑は以前から受人の〇〇さんのお父さん、〇〇さんのお父さんのときから、もう以前からずっと借りていられた。〇〇さんも勤めから今度専業に農業を一生懸命やられているというこの機会、このような話がまとまりました。〇〇君も一生懸命やっておりますので、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
3番の案件について、湯本智明委員、お願いいたします。

湯本(智)委員 大変申し訳ないです、連絡はとっていないのですが、この場所なのですけれども、ちょうど上条の〇〇〇〇〇〇の真ん前の畑になりまして、この家庭菜園をやられる場所なのですけれども、前に近所の方が作っておられまして、きれいになっておりますので、このまま〇〇さんが住まれて、継続されてやっても問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
では、4番の案件について、補足説明を下田委員、お願いいたします。

下田委員 〇〇〇〇〇さんは、次男で婿に行った状況で、本来であれば長男の方が管理人としておりましたが、他界してしまったために急遽管理することになりました。それで、今は〇〇にいらっしゃるということで、町外在住ということで売りに出したと、そういう状況です。〇〇さんは、隣接地の〇〇〇〇〇〇さんが境界線を確認し、水使用とかそういったことを話して、隣接地として協力していくという話を伺って、本



人も家庭菜園をやっていきたいということでありましたので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件に対して質問のある方は挙手願います。佐藤委員。

佐藤委員 この件ということではなく、この空き家取得に伴う別段面積の特例というのは、面積というのはどのくらいの面積までいいのですか。

事務局 私のほうからお答えします。通常、山ノ内の中では10アールの最低面積、10アール以上の所有、もしくは権利を持っていなければ取引ができないという決まりがあるのですが、空き家を取得することに併せて隣接する農地を取得する場合には、50平米以上の農地の取得で可能ということになっておりますので。

佐藤委員 ということは、農地がどのくらいでも取得できるということですね。

事務局 そうです。空き家を取得するのに併せて農地を取得する場合は、50平米以上でオーケーですよということになります。

佐藤委員 それが100でも150でも200でもオーケーだということですか。

事務局 そうということになります。

佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかに質問のある方は。(なし)  
では、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
5番の案件について、湯本久万委員、お願いいたします。

湯本(久)委員 ○○さんは、新規就農を目指して県外から移住されて来られた方で、現在中野市内の農家で研修をされています。それで、近くに住んでおられる○○さんが就農へ向けていろいろ支援をされておられまして、それで○○さんの畑を○○さんが借りて新規就農しようということなので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
6番の案件について、同じく湯本久万委員、お願いいたします。

湯本(久)委員 借りられる○○さんは前の方と同じ○○さんで、貸される○○さんは、高齢と労働力不足のため規模を縮小したいということで、その畑を○○さんが新規就農するに当たり借りて作りたいということですので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
それでは、7番の案件について、湯本幸作委員、お願いいたします。

湯本(幸)委員 ○○さんなのですが、○○○○○さんの旦那さんが亡くなってしまいまして、その土地を貸してやってもまたいずれは戻ってくると、戻ってくるのならどうせな

らもらってくれということで、〇〇さんがもらったというか、贈与という形になりました。〇〇さんは非常に頑張ってやっている方なので、問題ないかと思っておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 8番の案件について、湯本貴文委員、お願ひいたします。

湯本(貴)委員 借人の〇〇〇〇さんは、今度新規就農でこちらで頑張られるということで、新しく土地を探していたところ、貸人の〇〇〇〇さん、高齢で作業がもうできないということで、違う方が借りていたのですが、そちらから返されるということがありまして桐村さんが行くということであります。本人も頑張っているようですので、別段問題なく、よろしいかと思ひます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 続きまして、9番の案件について、同じく湯本貴文委員、お願ひいたします。

湯本(貴)委員 同じく〇〇さんの件ですが、貸人の〇〇〇〇さんは、里親にもなっていて、少し研修していたということもありまして農地の提供ということになりました。先ほども申したとおり、本人は頑張っておりますので、何ら問題ないと思ひますのでひとつよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 10番の案件について、同じく湯本貴文委員、お願ひいたします。

湯本(貴)委員 今と同じく〇〇さんの件なのですが、貸人の〇〇〇〇さんはちょっと畑ができないということで、人に貸していたのですが、そちらも返されて、〇〇さんのほうに貸すという案件であります。先ほどと同じく問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 最後の案件、11番の案件ですけれども、同じく湯本貴文委員、お願ひいたします。

湯本(貴)委員 同じく〇〇さんの件になります。貸人の〇〇〇〇さんは、ずっとサラリーマンでやってこられたのですが、ちょっと手が回らないということで〇〇さんのほうにお願ひするというところであります。問題ないと思ひますので、ひとつよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。 藤浦委員。

藤浦委員 この前の〇〇さんも新規就農、〇〇さんも新規就農ということで、新規就農者が2人も入るということで非常に喜ばしいことなのだと思います。〇〇さんの場合は稼働人員が2人で、合計3反歩ぐらいですね。それで、〇〇さんはお一人で7反

歩、8反歩を超えるぐらいということで、当然研修されてようやっているとは思いますが、割と、新規就農の人に、もちろん頑張ってもらえればありがたいのですが、うまくいくというか、管理がうまくいかないというようなことがちらほらあるので、その辺が本当に大丈夫かというのをちょっと確認というか、もう一度大丈夫そうかどうかをお聞きしたいのですが。

事務局 私のほうからよろしいですか。新規就農者の方の就農支援をさせていただいておりました、2点ほど〇〇さんはこの面積でもう耕作できるという理由がありまして、まず1点目は、ここにまだ独身ということで家族総数1ということなのですが、婚約者の方と一緒に農業をやられるということなので、行く行くは結婚されて、家族総数が2名ということになります。あと、もう1点目が、〇〇さんはここで農地をかなり広い面積を取得されるのですが、更地というところもありまして、これからブドウ棚を建ててブドウを新植するというので、今のところそこまで忙しくなることはないかなと、四、五年後に人手が必要になってくるという状況です。  
以上です。

議長 この案件なのですが、今ちょっと問題があるような形の中で、湯本貴文委員がこの様子をどんな感じで作業されているか、その辺の仕事の状態や何かを確認しながら、何年とも言えませんけれども、温かい目で見守って管理のほうをしていただければいいのではないかとはい思いますけれども、よろしく願いいたします。

湯本（貴）委員 本人もやる気になって、こういうステージのことをやっているものですので、ちょっと広い目で見てというか、大きな目で見てあげたいかなという気持ちではあります。本人も〇〇から来て頑張ると言っていましたので、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。この案件についてほかに質問のある方は。（なし）  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
それでは、（6）議案第8号 農用地利用集積計画の承認について、事務局よりお願いいたします。

事務局 資料12ページをお願いします。議案第8号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月新規が15件、再設定が13件の計28件です。  
1件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇、畑で3, 357平米、利用権の種類が賃借権で10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万円の新規設定となります。  
2件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で4, 257平米、利用権の種類が賃借権で10年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は、10アール当たり3万円の新規設定です。  
3件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、畑で654平米、利用権の種類は賃借権で5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万円の再設定となります。  
4件目ですが、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、畑で1, 914平米、利用権の種類が賃借権で10年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は、全体で1万円の新規設定です。

5件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇ー〇、畑で1,454平米、利用権の種類は賃借権で3年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で5万2,300円の再設定です。

6件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で2,096平米、利用権の種類が賃借権で5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり2万5,000円の再設定となります。

7件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で1,464平米、利用権の種類は賃借権で10年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は、全体で2万円の新規設定です。

8件目ですが、設定を受ける者が横倉三の池田元子、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、畑で1,552平米、利用権の種類は賃借権で10年の設定で柿の栽培です。賃料は、全体で2,000円の再設定となります。

9件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地が大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で1,417平米、利用権の種類が賃借権で10年の設定で柿の栽培です。賃料は、全体で2,000円の再設定となります。

10件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、畑で1,839平米、利用権の種類が賃借権で10年の設定で柿の栽培です。賃料は、全体で2,000円の再設定です。

11件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で1,903平米、利用権の種類が賃借権で5年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は、全体で2万円の新規設定となります。

12件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、字〇〇〇〇〇〇〇、いずれも畑で2筆合計面積が6,490平米です。利用権の種類が賃借権で5年の設定でブドウとリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で3万1,799円の再設定となります。

13件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇ー〇、字〇〇〇〇〇〇〇、いずれも畑で2筆合計面積が5,575平米です。利用権の種類が賃借権で5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で2万5,475円です。再設定となります。

14件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で3,129平米です。利用権の種類が賃借権で5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で1万円の再設定となります。

15件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で749平米です。利用権の種類は賃借権で5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で3,370円の再設定です。

16件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で800平米です。利用権の種類が賃借権で5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で3,389円の再設定です。

17件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、

設定する農地が大字寒沢字〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で1, 361平米、利用権の種類が使用貸借権で10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は無料となります。新規設定となります。

18件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇、設定する農地が大字寒沢字〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で487平米。利用権の種類が賃借権で10年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は、10アール当たり2万円の新規設定となります。

19件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で2, 492平米。利用権の種類が使用貸借権で15年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は無償となります。新規設定です。

20件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で3, 183平米。利用権の種類が賃借権で10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり2万円の新規設定となります。

21件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇ー〇、地目が田で1, 292平米。利用権の種類が賃借権で10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり2万円の新規設定となります。

22件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇ー〇、同じく〇〇〇、いずれも畑で2筆合計面積が2, 087平米となります。利用権の種類が賃借権で10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で8, 000円の新規設定です。

23件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇、田で1, 549平米。利用権の種類は賃借権で10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は、全体で1万円の新規設定です。

24件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で396平米です。利用権の種類は賃借権で10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は、全体で2万円の新規設定となります。

25件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で4, 637平米のうち2, 739平米です。利用権の種類が賃借権で10年の設定でリンゴの作付です。賃料は、全体で3万9, 000円の再設定となります。

26件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、田で1, 796平米。利用権の種類は賃借権で5年の設定で水稲作付です。賃料は、10アール当たり9, 690円の新規設定となります。

27件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇と字〇〇〇〇〇〇〇〇、5筆になりまして、地目はいずれも畑、面積が5筆合計で4, 001平米です。利用権の種類が賃借権で5年の設定でリンゴ、プラムの作付を予定しています。賃料は、全体で8万円の再設定となります。

最後、28件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇ー〇、字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇の5筆で、いずれも畑ですが、5筆合計面積が2, 485平米です。利用権の種類が賃借権で10年の設定でリンゴとプラムの作付を予定しています。賃料ですが、リンゴについては10アール当たり2万6, 600円の新規設定、プラムにつきましては10アール当たり1万2, 000円の新規設定となります。

以上28件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、補足説明をお願いしたいと思ひます。1番の案件、2番の案件、受ける者が同じですので、2つ続けて補足説明をお願いいたします。

上原委員 先ほど農地法第3条にも出てきましたが、○○○○○さん、○○○○○さんです。この話は、○○さんの畑、○○○○君の畑なのですけれども、以前借りていた方から返されたということで相談に來られて、借りる人がいなければ伐採して草刈りだけでもやるかという話だったのですが、ちょうど○○さんのところ、会社は違ひのですが、○○○○○○○のほうでちょうど同じぐらいの面積のわい化を伐採して今あるということで、そのぐらいの同じ面積のところがないかなというのを探して、やっている会社は違ひなのですが、作業をされている、主に中心でやられている方がその息子さんの○○○○○○○君で、作業自体には別に減った分、これをやる分にはできないということはないので、ここをぜひお借りしたいということで話がまとまりました。1年間、私も作業全体を見てきて、幾分作業の遅れとかはありましたが、しっかり収穫もされ、販売も1年しかたっていないのですが、いろいろと考えられて、販売のほうも一生懸命やられています。今年はまだ2年目ということで張り切っていますので、問題ないと思ひますのでよろしくお願ひいたします。  
もう一つ続けていいですか。2番の案件を続けさせていただきますが、同じく○○さん、○○○○○さんです。これは今までは菅、寒沢地区を主に借りていらっしやったのですが、この山岸さんは内装関係の仕事をされているということで、今までは桃畑、ちょうど大曲を国道からずっと行くと、白川のほうへ向かって大曲を曲がる少し手前の左下ですか、先日ちょっと見に行つたのですが、面積的には多いなと思つたのですが、実際はもう抜根されて残っているのが10本足らずということで、面積の割には今残っているのは1反歩弱ぐらいの本数です。消毒とかそういうのは一番大変だぞということで話したのですが、運搬用に車を買われて、それでセスナリーを運搬して作業をするということであります。意欲的に桃も栽培され、また、販売もそのようにしていきたいということなので、問題ないと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、1番の案件について質問を受けたいと思ひます。質問のある方は挙手願ひします。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
続いて、2番の案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手願ひします。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
それでは、3番の案件について、補足説明を湯本久万委員、お願ひいたします。

湯本(久)委員 ○○○○さんは、ほかに農業以外の仕事を主にやっておられて、畑の仕事はできないということで、○○○さん、○○さんの近くに住んでおられる方なのですが、ここでは住所は○○になっていますけれども、もともとは○○の方で、今までずっと○○さんの畑を借りて作っておられて、これからまた続けて作られるということで、問題ないと思ひますが、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
それでは、4番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 4番ですが、これは本来なら小池さんが説明するところですが、ちょっと用事でということで承りましたので説明します。  
借人は、ご存じの〇〇さんです。貸人は〇〇〇〇さんといって〇〇の方で、勤めに出てられるもので、ちょっとやっつけられないということで、〇〇さんにお任せするということで伺っております。問題ないと思いますのでお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
次に、5番の案件について、補足説明を湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本(貴)委員 〇〇さんにつきましては、今は労働力が、実際動けるのが1人ということで、そこに手が回らないということ、また、〇〇さんはすぐお隣の方で、よく自耕しておられているので、また、再設定ということでもありますので問題ないと思います。  
よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
6番の案件について、湯本浩委員、お願いいたします。

湯本(浩)委員 〇〇〇〇さんは、この土地を親の代から借りておられ、しっかりと耕作されておりますので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
では、7番、8番、9番、10番、設定を受ける方が同じなので、齊藤委員、続けてお願いいたします。

齊藤委員 では、7番の新規についてちょっと説明します。貸人の〇〇さんが、数年前に除雪でけがをされて、体力もなくなったということで、〇〇〇〇さん、お嬢さんと一緒に農業をやっているわけですが、そちらにお任せするということです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。  
あと、8、9、10番は再設定で、柿をもう10年作っておられまして、ようやく桃栗三年柿八年ということで収穫されています。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、7番の案件から質問のある方は挙手願います。  
(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
続きまして、8番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
9番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

10番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
それでは、11番の案件、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 失礼しました。〇〇さんはプラムを専門にやっている方で、この12月に〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんという方が借りていらっしやっただのですが、どうも作れないということで、次の借手ということで〇〇さんを推薦したわけですが、プラム専門で、一生懸命やっているのも問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
それでは、12、13、14、15、16と同じ設定者ですので、これを湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本(貴)委員 〇〇さんで今回全部更新のあれなのですが、貸し主の方も全て同じで、それぞれ皆さん手が回らないということで〇〇さんにやってもらっているという状況です。全て再設定でありますし、これといった問題もないのでよろしいかと思えます。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、12番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
13番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
14番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
15番の案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
続きまして、16番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
それでは、17番の案件について、補足説明を白鳥委員、お願いいたします。

白鳥委員 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親類同士でございまして、今回新規に設定するところで、〇〇のほうはリンゴの改植をしたいということで10年の設定をしました。〇〇さんについては、勤め人ということで、ほかのほうも〇〇〇〇さんをお願いしていますので、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
18番の案件について、上原代理、お願いいたします。

上原委員 〇〇〇〇さんは、〇〇〇さんの畑、今回この借りる畑の周りに2か所あるのですが、そこをもう既に借りておられて、今度またその隣接する畑を、主にリンゴが植わっ



ているのですが、ここを桃畑に改植してお借りするということで、そういう話になりました。何の問題もありませんのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
19番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 ○○○さんにつきましては、もう高齢でそんなに作れないということで面積を減らしておられます。○○さんはプラム、いろいろやっていますが、結構大きくやっていますが、間に合って仕事をやられているもので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。19番の案件について質問のある方は挙手願います。  
(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
それでは、20番、21番、設定を受ける者、同一人物ということで、山本武彦委員、続けてお願いします。

山本(武)委員 ○○さんは、新規就農者ということで今頑張っております。○○○○さんは○○さんのおじさんに当たりまして、○○さんが責任持って指導をしていくということで言われておりますので、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 21番も。

山本(武)委員 同じく新規就農者ということで、○○○○○さんは親戚に当たる方で、○○○さんが面倒を見ていただきますので、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。20番の案件から始めます。質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
21番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
それでは、22番、23番、24番、設定を受ける者が同じということで、3つ続けて湯本幸作委員、お願いいたします。

湯本(幸)委員 ○○君なのですが、ここで新規のリンゴ、今作っているリンゴのちょうど横になるという話を聞いたので、リンゴのほうは問題ないと思います。  
それと、23、24、この2つは新規でブドウをやるらしいので、○○君もガッツのあるタイプなので、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、22番の案件から質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
23番の案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

24番の案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
続いて、25番の案件について、湯本浩委員、お願いいたします。

湯本(浩)委員 ○さんは、この土地はもう長年借りておられます。しっかり耕作されております。再設定でもありますので問題ないと思います。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
26番の案件について、補足説明を藤浦委員、お願いいたします。

藤浦委員 設定をする○○○さんは、ご高齢でできないということで、設定を受ける○○○  
○さんに話をしたところ、ぜひやりたいということでありました。○○さんのほう  
は野菜を中心に今は作っておられるのですけれども、水稲も頑張るってやるという意  
気込みでいらっしゃいましたので、問題ないと思います。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
27番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 ○○○さんは、○○○○さんのお姉さんの嫁いだ先です。ずっと借りて作っておら  
れます。再設定ですが問題ないと思います。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
最後になります。28番の案件について、湯本智明委員、お願いいたします。

湯本(智)委員 ○○さんのほうは、この貸していた畑が12月に急に返されまして、困って  
私のほうへ相談に来たわけですけれども、その畑の近くの○○君に話しかけたとこ  
ろ、借りてもいいということでもありますので、また、○○君のご両親もまだ若くて  
頑張っておられますので、問題ないと思いますのでよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問のある方は  
挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
本日の議案は、以上で終了になります。大変ご協力ありがとうございました。  
それと、もう一つ、(7)議案第9号 令和4年度 山ノ内町農作業標準労賃・機  
械作業料金について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料21ページをお願いします。議案第9号 令和4年度 山ノ内町農  
作業標準労賃・機械作業料金について、先日、農業委員会の農政部会で令和4年4  
月1日より公表する町としての農作業標準労賃、それから、機械作業の料金のたた  
き台を作成しました。  
表の上のほうから順番に説明させていただきます。まず、稲作の一般作業、2つ飛  
んで野菜・果樹、その下のキノコの一般作業ですが、令和3年4月1日時点では、  
県の最低賃金の849円で公表していましたが、10月1日付で877円に改定さ

れましたので、それに合わせる形で再度公表しており、令和4年4月1日から同じく877円という形で公表します。

今年度の最低賃金の改定については、まだ情報はありますが、恐らく例年と同様に10月1日に改定が予想され、改定された場合、最低賃金に合わせて再度公表する予定です。

続いて、野菜・果樹の技術、それから剪定作業は、昨年より県の最低賃金が約3%上がりましたので、上げ率に合わせて50円引き上げ1,600円としました。

続いて、機械作業について、上から耕起作業、荒代作業、植代作業、田植機作業、刈取作業、脱穀作業、収穫作業、もみ乾燥は、いずれも水田での作業になります。米価格の下落等により、最低賃金の引上げは難しいと予想されますので、今年度は据置きとします。なお、金額は近隣の市町村を参考に同程度の金額で設定しておりまして、来年度以降も近隣市町村の価格を参考に検討していく予定です。

下のもみすり作業だけは、もともとの金額は850円と県の最低賃金を割っていたため、合わせる形で引上げをしました。

その下、バックホー運転作業、SS運転作業は、剪定作業や技術作業と同様に、県の最低賃金の3%の上げ率に合わせて引き上げを行いました。

SS防除作業は、以前から金額が変わっておらず、今回は30円引き上げることになりました。こちらは来年度以降、様子を見ながら段階的に上げるという予定です。

続いて、一番下の2つです。草刈り作業のビーバーと乗用で、金額は異なりますが、ともに県の最低賃金の3%のアップ率に合わせて引上げを行いました。

なお、今回は技術を要する作業等は、県の最低賃金の値上げ率に合わせて金額の変更を行いました。以前からも同様の考え方で価格の設定をしておりまして、今後も山ノ内町の農業委員会としては同じ考え方で統一していこうと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。担当の藤浦委員、農政部長ということで、この件に関して補足説明か何かがありましたら。

藤浦委員 今、事務局のほうで説明していただいたとおりなのですが、重複しますけれども、時間当たりというふうに書いてある部分、それに関しては最低賃金の引上げ率、それに乗じて上げていくということで、毎年農政部会は最低賃金の引上げを3月の中旬くらいに開いているのですけれども、一般作業に関しては最低賃金に合わせてちゃんちゃんと引き上げてきたのですけれども、例えば、剪定とか技術作業に関して、ほかの市町村の価格と見比べてどうすると毎年困っていたので、今後、時間当たりに関する項目に関しては、引上げ率に乗じて上げていくという方針で掲げましたのでよろしく願います。

議長 ありがとうございます。この作業労賃ですけれども、山ノ内町農業委員会としてこの形で進めたいと思いますけれども、これに異論のない方は挙手していただいて、これで進めたいと思いますので、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございます。それでは、この形で今後進めたいと思いますので、(案)となっていますけれども、その案を消していただいて、これで進めたいと思いますのでよろしく願います。

それでは、続きまして、(8)議案第10号 山ノ内町農業委員の辞任について、資料の22ページになります。これを事務局のほうで説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料22ページをお願いします。

議案第10号 山ノ内町農業委員の辞任についてということで、令和4年3月15日付で、戸狩地区を担当されている北原元明農業委員より辞任届の提出がありまし

た。農業委員会等に関する法律第13条第1項より、委員は正当な事由があるときは市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任できるということとありまして、今回皆様の同意を得るといふことが必要です。

議長 戸狩地区は北原さんが担当していたわけですが、この担当地区においては、今のところ戸狩地区担当ということで上原代理が引き受けるということをお願いをしてあります。それで、ちょっと忙しくなるということで、南部地区の農業委員さんにご足労願いながらも、担当地区を5人でカバーするという話の中で決めさせていただきました。皆様、ほかの地区の方には、とりあえず的には迷惑がかからないようにやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。これまでに何かご質問等がありますでしょうか。

佐藤委員 欠員ができたときの補充というのは、どういうふうになっていますか、法律的に。

事務局 山ノ内町の農業委員会の規則によりますと、農業委員の定数の4分の1以上の辞任等が出た場合は補充するということとして、山ノ内町の農業委員の定数は14名、これで4で割ったら3.5名ですので、4名以上の欠員が出ないと補充ができないということで、今回、北原委員が1名辞められるということで、4年度はこの1名減の体制でいくということになります。

議長 そういうことをお願いいたします。  
それでは、北原委員、3年間頑張っていたわけですが、ここで辞任をされるということで、皆様のご理解をいただいて、辞任をお認めいただければと思いますけれども、よろしく願いいたします。

<その他> 農地利用最適化交付金について  
農業委員会により最適化活動の推進等について

会長代理 以上をもちまして第3回山ノ内町農業委員会定例総会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後 6時30分